

2 多様な自然環境の保全と回復

県民のかけがえのない財産である森林・河川・海岸・農地等の多様な自然環境について、個々の地域特性に応じて、適正な保全・回復・活用を図るための施策を検討し、広範な取組を推進します。

ア 貴重な自然の保全

- 自然環境保全条例に基づき、貴重性の高い自然の厳正な保全を行います。
- 各地域の自然環境の現状を詳細に調査・把握することにより、新たに保全が必要な地域を明らかにし、必要に応じ自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定するなどの対策を実施します。
- 自然環境を適正に保全していくために特に必要があると認められるときは、土地の買上げを行うなどの施策を推進します。

イ 森林環境の保全・整備

- 水資源のかん養、生活環境や自然環境の保全と形成、災害の防止など、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、森林の機能や特性に応じ、保安林の指定、治山事業および造林事業による保育の促進や複層林^(*)、育成天然林施業の推進により、多様な森林整備を行います。
- 良質な飲用水等の安定的な確保を目的とした水源かん養保安林、干害防備保安林や身近な緑の保全等を目的とした保健保安林等の指定を行い、それらの適正な保全・管理を推進します。
- 自然景観の保全、森林緑地の回復および崩壊防止を図る上で、鉱物や土石の採取跡地の緑化も重要であることから、採取業者に対し、採取跡地の緑化に関する指導・監督を行います。

ウ 農村環境の保全

- 環境に調和した農林業の推進を図り、良質で安全な農産物を安定的に生産・供給するとともに、これらの生産活動を通じて、農地等有する環境保全能力の適切な維持を図ります。
- 豊かな緑・水・ゆとりある空間といった農村地域の良さを活かしながら、生産から、生活環境、景観までに配慮した農村づくりを進めます。

(*) 複層林：樹齢や樹高の異なる樹木により構成された森林。